

個別の診療報酬の算定項目の分かる

明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成22年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外併用療養費について

厚生労働省の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療について
(平成 28 年厚生労働省告示第 59 号)

医療診療報酬点数、第 2 章第 7 部に規定するリハビリテーションにて健康保険法で定められた回数を超えてリハビリテーションを実施したい方は自費にて訓練を行うことが可能です。

※但し、実施可能な訓練及び料金は以下の通り

■脳血管疾患等リハビリテーション科	2,350 円
■運動器リハビリテーション科	1,700 円

上記金額は 1 単位 (20 分) あたりの金額です

180 日を超えた入院料の取り扱いについて

入院期間が 180 日を超えた日以後の入院に係る療養費	2,317 円
-----------------------------	---------



医療法人社団 誠和会

牟田病院

MUTA HOSPITAL